

パブリックコメントで寄せられた改正提案について

「認定保安検査実施者に過去認められたKHKSと異なる保安検査方法のうち、以下のものは認定保安検査実施者以外でも採用できると考えられるため、本文又は解説に取り込んでほしい」との改正提案に対して次のようにすることとしたい。

<提案1>

フレキシブルチューブで内部目視検査可能なものは耐圧性能及び強度の検査は不要

<対応案>

フレキシブルチューブに係る検査方法は、現在、検討中となっております。なお、改正原案として、平成19年度第2回高圧ガス規格委員会 資料33をご参照下さい。）

<提案2>

機器付き弁は、接続する機器の非破壊検査の結果、異常があった場合に限り非破壊検査を実施

<対応案>

直結弁の非破壊検査周期は、今回の改正により直結弁の非破壊検査は分解点検のための開放時に行うことと明確にいたしました。

<提案3>

二重管式熱交換器のような内部及び外部から検査が困難なものは、当該機器に接続する同一腐食環境の他の機器について検査することにより、当該機器の検査に代替する。

<対応案>

提案の内容を4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 解説 に追加する。

(改正案：別途 書面投票) (資料32参照)

「*〇〇 フルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管等に代表される明らかに構造的に内部からも外部からも検査を行うことが困難な機器の検査については、当該機器に接続されている同一の腐食及び劣化損傷が発生するおそれのある環境下の機器等を目視検査及び非破壊検査により確認することで当該機器の検査に代替してよい。」

<提案4>

導管は、3年ごとに内部目視検査及び非破壊検査を行うことにより、1年1回の外部から導管内部について行う非破壊検査に代替する。

<対応>

提案の内容は、「7.1.4 耐圧性能及び強度」の本文ただし書きにより内部から検査できる場合に該当し、その場合は「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に規定するところにより準じて確認する。」となっている。さらに今回の改正で4.3 に従来外部から検査することとしていた配管等について内部から検査が可能な場合の方法を明確にしたことから対応されています。

<提案5>

遊休設備で窒素保圧している機器は、月1回程度の保圧状況確認及び1年1回の外部目視検査を行うことにより保安検査とする。ただし、使用再開時には所定の保安検査を行い安全性を確認する。

<対応>

「遊休設備（製造施設の一部の設備の休止）」については高圧ガス保安法に定義が無いことから、当該設備の保安検査の方法についても都道府県の判断によります。